

平成26年第8回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年11月26日（水曜日） 午後 2時00分開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 承認第 5号 専決処分の承認について
「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第7号）
- 第 7 承認第 6号 専決処分の承認について
「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第8号）
- 第 8 議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第55号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第57号 羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第58号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）

○出席議員（9名）

1番 森 淳 君	2番 金 木 直 文 君
3番 小 寺 光 一 君	4番 寺 沢 孝 毅 君
5番 船 本 秀 雄 君	7番 村 田 定 人 君
8番 阿 部 和 也 君	10番 熊 谷 俊 幸 君
11番 室 田 憲 作 君	

○欠席議員（2名）

6番 磯 野 直 君	9番 松 原 浩 一 君
------------	--------------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	舟 橋 泰 博 君
副 町 長	石 川 宏 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君

監査委員	鈴木典生君
会計管理者	今野睦子君
総務課長	井上顕君
総務課長補佐	酒井峰高君
総務課総務係長	伊藤雅紀君
総務課職員係長	棟方富輝君
財務課長	三浦義之君
財務課財政係長	葛西健二君
町民課長	水上常男君
町民課	杉野浩君
環境衛生係長	安宅正夫君
建設水道課長	笹浪満君
建設水道課主幹	三上敏文君
建設水道課主幹	小笠原聡君
建設水道課主幹	今村裕之君
土木係主査	
農務局長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	藤岡典行君
総務係長	清水聡志君
書記	逢坂信吾君

◎開会の宣告

○議長（室田憲作君） ただいまから平成26年第8回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

◎町長挨拶

○議長（室田憲作君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 平成26年第8回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、師走間近のご多忙な時期にもかかわらずご出席をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

また、11月9日に執行されました羽幌町長選挙及び羽幌町議会議員補欠選挙におきまして新しい町長及び議会議員の方々が町民皆様のご支援により選ばれたところでありますが、本町の充実発展と町民皆様の繁栄と幸せのため、今後ともご尽力いただきますよう心からお願いを申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、補正予算に伴う専決処分承認2件、議案として条例案4件、26年度補正予算案1件の合わせて7件でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

◎議席の指定

○議長（室田憲作君） 日程第1、議席の指定を議題とします。

11月9日執行の羽幌町議会議員補欠選挙により、新たに選挙された3名の議員の議席を会議規則第4条第2項の規定により次のとおり指定いたします。

議席番号及び氏名は、7番、村田定人君、8番、阿部和也君、9番、松原浩一君であります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、

7番 村 田 定 人 君 8番 阿 部 和 也 君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（室田憲作君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第4、諸般の報告を行います。

本日の欠席届は、6番、磯野直君、9番、松原浩一君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、閉会中の議員の異動について報告いたします。議席の指定において口述のとおり、11月9日執行の羽幌町議会議員補欠選挙により新たに3名の議員が当選されました。議席順に7番、村田定人君、8番、阿部和也君、9番、松原浩一君であります。したがって、11月10日以降の議員数は、定数どおり11名となっております。

次に、閉会中の議員の辞職及び補欠選挙による異動に伴い、欠員となった各委員会の委員について地方自治法第109条第3項、委員会条例第5条第4項の規定により議長の指名により補欠委員を選任いたしましたので、報告いたします。総務産業常任委員会委員に7番、村田定人君、文教厚生常任委員会委員に8番、阿部和也君並びに9番、松原浩一君、議会運営委員会委員に2番、金木直文君、議会広報特別委員会委員に7番、村田定人君、8番、阿部和也君並びに9番、松原浩一君、行政改革調査特別委員会委員に6番、磯野直君であります。また、議員全員をもって構成する医療問題調査研究特別委員会、防災計画調査特別委員会、中心市街地活性化等調査研究特別委員会については、3名の補欠議員を各特別委員会の補欠委員に選任することといたしました。

次に、閉会中の議員の辞職及び補欠選挙による異動に伴い、欠員となった各委員会の委員長、副委員長について補欠委員の選任後に開催した各委員会において互選されたので、選任報告をいたします。議会広報特別委員会副委員長に3番、小寺光一君、行政改革調査特別委員会委員長に2番、金木直文君、同じく副委員長に6番、磯野直君、医療問題調査研究特別委員会副委員長に3番、小寺光一君であります。

以上で補欠委員の選任報告並びに委員長、副委員長の選任報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（室田憲作君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 10月24日発生焼尻めん羊牧場堆肥場の火災についてご報告を申し上げます。

まず、経過につきまして申し上げます。10月24日午後6時ごろに煙やにおいなどからめん羊牧場の堆肥場より出火していることが確認されました。その後直ちに消防署員及び消防団員による消火活動が始まり、午後10時ごろには目に見える炎は消えましたが、野積みされた堆肥は約600平方メートルもあり、その至るところで熱を発生して煙が出ている状況が続いたため、消防団が24時間体制で消火に当たりました。しかし、堆肥は傾斜地を利用していただけから高く積まれており、深さがあるため放水の水が燃焼部まで浸透しにくかったことや牧草わらも多く含んでいたことからくすぶる状況にありました。このため、消防署より大型バックホーによる消火活動の要請を受け、翌日の25日に産業課において機械の手配を進めたほか、26日には消防署員5名とタンク車1台が羽幌から渡り、27日には町産業課より2名動員し、3時間交代で監視を行い、出火がある箇所は消防署員や団員により消火活動が続けられました。30日から31日の午前にかけて大型バックホーで堆肥を崩しながらの消火活動が行われ、近隣への延焼もなく、午後4時には鎮火の報告を受けたところであります。

出火原因につきましては、消防署において現在も調査中ではありますが、堆肥置き場の堆肥の発酵熱により自然発火したものと推定されているところであります。

めん羊牧場の堆肥につきましては、ふん尿を野積みにより3年程度かけて堆肥化し、堆肥化したものから順次草地へ還元している状況であります。めん羊牧場では、長年このサイクルで管理を行ってまいりましたが、火災が発生したことは今回が初めてであり、改めて堆肥管理の難しさについて認識させられたところであります。なお、家畜ふん尿の堆肥化処理に当たり、家畜排せつ物法には綿羊は対象種ではないため当牧場は該当いたしません。このたびの消火作業に伴い拡散した堆肥から出る雨水対策と現状100平方メートルの堆肥盤による処理では追いつかず、野積みによって堆肥化をする方法につきましては見直しをしてまいりたいと考えております。今後安全にめん羊牧場を運営していくためにも、汚水処理や飛散、流失、悪臭の防止措置を踏まえ、堆肥管理のあり方を指定管理者と協議検討し、体制を整えてまいりたいと考えております。

最後になりますが、今回の火災におきまして昼夜消火活動にご尽力いただいた消防署員を初め、焼尻消防団員、ご協力いただいた関係機関の皆様に深く感謝を申し上げます。

以上を申し上げます、行政報告といたします。

○議長（室田憲作君） 質疑は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これで行政報告を終わります。

◎承認第5号

○議長（室田憲作君） 日程第6、承認第5号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第7号）を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 承認第5号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めますのでございます。

平成26年11月26日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）の専決処分でございます。

次のページをお開き願います。平成26年10月2日付による専決処分書で、羽幌町議会議員補欠選挙執行に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ143万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億5,809万3,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。歳出の補正でございます。歳出で2款総務費、羽幌町議会議員補欠選挙費143万7,000円の補正内訳を説明いたします。報酬14万1,000円の補正は、選挙管理委員会委員報酬と開票立会人報酬でございます。需用費において42万7,000円の補正は、選挙執行に伴う消耗品や投票用紙等の印刷製本費でございます。役務費において37万8,000円の補正は、不在者投票関連の郵便料や手数料でございます。委託料において45万2,000円の補正は、ポスター掲示板製作と設置及び撤去に伴う委託料でございます。使用料及び賃借料3万9,000円の補正は、個人演説会開催に伴う会場使用料でございます。

歳入につきましては、全額前年度繰越金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算についての説明内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから承認第5号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第7号）について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第7号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第6号

○議長（室田憲作君） 日程第7、承認第6号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第8号）を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 承認第6号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成26年11月26日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）の専決処分でございます。

次のページをお開き願います。平成26年11月21日付による専決処分書で、衆議院議員総選挙執行に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ862万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,671万6,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。歳出の補正でございます。歳出で2款総務費、衆議院議員総選挙費392万5,000円の補正内訳を説明いたします。報酬63万1,000円は、選挙管理委員会委員報酬や開票管理者等の報酬でございます。賃金39万8,000円は、選挙事務に伴う臨時職員の賃金でございます。旅費46万8,000円は、離島地区等の選挙に伴う費用弁償及び旅費でございます。需用費において81万4,000円の補正は、選挙執行に伴う消耗品や入場券等の印刷製本費などでございます。役務費において63万5,000円の補正は、郵便料や計数機等の点検料でございます。次のページをお開き願います。委託料において78万2,000円の補正は、電算事務委託料やポスター掲示板製作と設置及び撤去に伴う委託料でございます。使用料及び賃借料14万8,000円の補正は、電子複写機使用料や個人演説会用の会場使用料などでございます。備品購入費4万9,000円の補正は、投票用紙用トランク購入などでございます。

13款諸支出金、職員給与費469万8,000円の補正は、職員の時間外勤務手当450万円と管理職員特別勤務手当19万8,000円でございます。

歳入につきましては、道支出金として選挙費委託金785万5,000円を見込み、76万8,000円は前年度繰越金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算についての説明内容であります。よろしくご承認賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから承認第6号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第8号）について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第8号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第54号～議案第57号

○議長（室田憲作君） 日程第8、議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第55号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第57号 羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上4件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、ただいま一括上程されました議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第55号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第57号 羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

初めに、今回の改正につきましては、本年度の人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定が行われたことから、これに準じ、本町職員、議会議員、特別職、教育長の給与及び報酬等に係る条例改正を提案いたしております。

ここで、本年度の人事院勧告の概要についてご説明申し上げます。人事院は、職種別民間給与実態調査により、本年の春季賃金改定ではベースアップを実施した民間事業所の割合が昨年より10ポイント程度増加するなど、賃金の引き上げを図る傾向を認めている中、本年4月分の月例給についての官民比較の結果が平均で1,090円、0.27%民間給与が国家公務員給与を上回ることとなり、平成19年以来7年ぶりに月例給の引き上げを勧告しました。月例給の改定については、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置

きながら俸給表の水準を引き上げることとなっています。また、特別給についても、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の好調な支給状況を反映して民間が公務を0.17月上回っており、7年ぶりに0.15月分の引き上げを勧告しました。一方、平成18年度から平成22年度にかけて取り組んだ給与構造改革によって中高年齢層職員の俸給を最大で7%引き下げたほか、全国共通の俸給表の水準の引き下げと地域手当の導入等により地域ブロック別で見た官民給与の較差も縮小してきています。しかしながら、特に民間賃金の低い地域を中心に地域の民間給与に比べて公務員給与が高いのではないかななどの指摘が依然として見られ、人事院ではこのような指摘にも留意し、昨年の勧告において地域間、世代間の給与配分のあり方などの見直しに着手することを明らかにしました。さまざまな調査検討の結果、地域の民間賃金の水準を踏まえて俸給表の水準を引き下げる一方、地域手当等の諸手当の見直しを行うなどの給与制度の総合的見直しが必要と判断し、平成27年1月及び4月に実施すべき法律改正事項について勧告しました。なお、給与制度の総合的見直しにおいては、若年層の職員、広域的な異動を行う職員、やむを得ず単身赴任をしている職員等の処遇の確保を図ったほか、職員の生活への影響を考慮し、俸給の引き下げに際して激変を緩和するため平成27年4月から3年間の経過措置を講ずることによって段階的かつ円滑な移行を図るものとなりました。以上が本年の人事院勧告の概要であります。

それでは、議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から順次ご説明申し上げます。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

平成26年11月26日提出、羽幌町長。

改正理由であります。国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定するため改正しようとするものであります。

お手元にお配りいたしました議案説明資料（要旨）1と議案をごらん願います。今回の改正につきましては、先ほど述べました本年の官民較差に基づく改正と給与制度の総合的見直しに基づく2つの要素から成る改正であり、改正条例の1条と2条、そして附則にそれぞれの改正内容が含まれております。

初めに、第1条の改正は3項目ありまして、1点目が月例給の引き上げであり、改定率が平均0.3%で、3級以上の級の高位号俸の改定はありませんが、若年層に重点を置いたものであります。また、1級の初任給を2,000円引き上げます。この改定は、平成26年4月1日に遡及いたします。

次に、2点目の通勤手当の引き上げであります。マイカー等の交通用具使用者に係る通勤手当について使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げます。この改定も平成26年4月1日に遡及いたします。

次に、3点目の期末、勤勉手当の引き上げであります。現在年間3.95月支給の率を0.15月分引き上げ、年間4.10月といたします。なお、再任用職員については、年間2.1月を0.05月分引き上げ、2.15月といたします。また、この引き上げに

については、勤務実績に応じた給与を推進するため引き上げ分を勤勉手当に配分し、今年度は6月支給が終わっておりますので、12月支給分に一般職については0.15月分を、再任用職員については0.05月分を加えて支給いたします。以上が改正条例第1条の改正内容であります。

次に、第2条、給与制度の総合的見直しは4項目ありまして、1点目が月例給の引き下げであり、平均で2%、ただし1級の全号俸は引き下げはありません。なお、3級以上の級の高位号俸では最大4%引き下げとなります。また、5級、6級に号俸を増設します。これは、40歳代や50歳代前半層の勤務成績に応じた昇給機会確保のためであります。俸給表は、平成27年4月1日に切り替えいたします。

次に、2点目の諸手当の見直しであります。単身赴任手当では7,000円引き上げ、月額2万円を2万7,000円といたします。次に、管理職員特別勤務手当では、災害への対処等の臨時、緊急の必要によりやむを得ず平日深夜、午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に対しても勤務1回につき3,000円を支給いたします。これら手当については、平成27年4月1日から支給となります。

次に、3点目の期末、勤勉手当の引き上げであります。先ほどの第1条でもご説明しましたとおり26年度からの年間の期末、勤勉手当支給率をこれまでの3.95月から4.10月に引き上げます関係から、26年度は6月支給が終わっておりましたので、12月支給の勤勉手当に0.15月増加しましたが、27年度からは6月と12月の勤勉手当にそれぞれ0.15月の半分、0.075月分を増加し、これまでの6月及び12月の勤勉手当支給率をそれぞれ0.675月から0.75月へ引き上げいたします。また、再任用職員も勤勉手当分として0.05月分増加いたしますが、同様に27年度からは6月と12月の勤勉手当にそれぞれ0.05月の半分、0.025月分を増加し、これまでの6月及び12月の勤勉手当支給率をそれぞれ0.325月から0.35月へ引き上げいたします。なお、この改正は新たに率を増加するものではなく、支給月の配分について定めるものであります。

次に、4点目のその他であります。現在55歳を超える職員で6級の俸給表の適用を受ける者については当分の間その給料から1.5%減額される措置がありまして、これについては平成30年4月1日に廃止となります。以上が改正条例第2条の改正内容であります。

次に、附則であります。1点目が現給保障であります。先ほどの改正条例第2条、給与制度の総合的見直しで平成27年4月1日から給料表の切り替えを行う旨をご説明いたしましたが、俸給表の水準の引き下げに際しましては職員の生活への影響を考慮して激変を緩和するため、新たな俸給表の俸給月額が平成27年3月31日に受けていた俸給月額に達しない場合、平成30年3月31日まで3年間の現給保障を行うものであります。

次に、2点目の昇給抑制であります。同じく改正条例第2条、給与制度の総合的見直しに係る制度改正原資を確保するため、平成27年1月1日昇給に限り昇給幅を1号俸抑制

し、勤務成績が良好である職員の昇給を4号俸から3号俸とするものであります。

以上が今回の一般職における給与条例の主な改正内容であり、その改正文は議案にあります職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第1条、第2条及び附則に記載をいたしておりますので、条文の朗読及び説明につきましてはこれまでの説明をもって省略させていただきますと思います。なお、改正箇所につきましては、新旧対照表をお配りいたしておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、議案第55号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

平成26年11月26日提出、羽幌町長。

改正理由であります、一般職の給与改定に準じて議会議員の期末手当支給額を改定するため改正しようとするものであります。

お手元にお配りいたしました議案説明資料(要旨)2と議案をごらん願います。一番上段の議案第55号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります、議案第54号で一般職の給与条例の改正中、期末、勤勉手当の支給月の引き上げをご提案いたしております。今般一般職の改定に準じ、議会議員の期末手当についても同様に0.15月引き上げ、これまでの年間3.90月の期末手当を年間4.05月とするものであります。なお、一般職では勤勉手当が引き上げとなっておりますが、議会議員には勤勉手当がございませんので、期末手当の引き上げとするものであります。また、今年度は6月支給が終わっておりますので、12月支給分に0.15月分を加えて2.60月支給いたすところ、平成26年12月まで0.05月の独自削減中のため、この分を控除し、2.55月の支給となります。

次に、平成27年度以降であります、26年度は12月に0.15月分を増加支給いたしますが、それ以降につきましては0.15月の半分、0.075月ずつを6月と12月の期末手当に加え、6月では1.45月から1.525月へ、12月では2.45月から2.525月の支給となりますが、この改正は新たに率を増加するものではなく、支給月の配分について定めるものであります。

以上が今回の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正内容であり、その改正文は議案にあります羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の改正文に記載をいたしておりますので、条文の朗読及び説明につきましてはこれまでの説明をもって省略させていただきますと思います。なお、改正箇所につきましては、新旧対照表をお配りいたしておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

平成26年11月26日提出、羽幌町長。

改正理由であります。一般職の給与改定に準じて特別職の期末手当支給額を改定するため改正しようとするものであります。

お手元にお配りしました議案説明資料（要旨）2と議案をごらん願います。中段の議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。議案第54号で一般職員の給与条例の改正中、期末、勤勉手当の支給月の引き上げをご提案いたしております。今般一般職の改定に準じ、特別職の期末手当についても同様に0.15月分引き上げ、これまでの年間3.90月の期末手当を年間4.05月とするものであります。なお、一般職では勤勉手当が引き上げとなっておりますが、特別職には勤勉手当がございませんので、期末手当の引き上げとするものであります。また、今年度は6月支給が終わっておりますので、12月支給分に0.15月分を加えて2.20月の支給となります。

次に、平成27年度以降であります。26年度では12月に0.15月分を増加支給いたしますが、それ以降につきましては0.15月の半分、0.075月ずつを6月と12月の期末手当に加え、6月では1.85月から1.925月へ、12月では2.05月から2.125月の支給となります。この改正は新たに率を増加するものではなく、支給月の配分について定めるものであります。

以上が今回の特別職の職員の給与に関する条例の改正内容であり、その改正文は議案にあります特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正文に記載をいたしておりますので、条文の朗読及び説明につきましてはこれまでの説明をもって省略させていただきます。なお、改正箇所につきましては、新旧対照表をお配りいたしておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、議案第57号 羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

平成26年11月26日提出、羽幌町長。

改正理由であります。一般職の給与改定に準じて教育長の期末手当支給額を改定するため改正しようとするものであります。

お手元にお配りいたしました議案説明資料（要旨）2と議案をごらん願います。下段の議案第57号 羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正であります。議案第54号で一般職員の給与条例の改正中、期末、勤勉手当の支給月の引き上げをご提案いたしております。今般一般職の改定に準じ、教育長の期末手当についても同様に0.15月分引き上げ、これまで年間3.90月の期末手当を年間4.05月とするものであります。なお、一般職では勤勉手当が引き上げとなっておりますが、教育長には勤勉手当がございませんので、期末手当の引き上げとするものであります。また、今年度は6月支給が終わっておりますので、12月支給分に0.15月分を加えて2.20月の支給となります。

次に、平成27年度以降であります。26年度では12月に0.15月分を増加支給いたしますが、それ以降につきましては0.15月の半分、0.075月ずつを6月と12月の期末手当に加え、6月では1.85月から1.925月へ、12月では2.05月から2.125月の支給となります。この改正は新たに率を増加するものではなく、支給月の配分について定めるものであります。

以上が今回の教育長の給与に関する条例の改正内容であり、その改正文は議案にあります。羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正文に記載をいたしておりますので、条文の朗読及び説明につきましてはこれまでの説明をもって省略させていただきます。なお、改正箇所につきましては、新旧対照表をお配りいたしておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、一括上程されました議案第54号から第57号までの条例改正の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号 羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号

○議長(室田憲作君) 日程第12、議案第58号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長(舟橋泰博君) ただいま提案となりました平成26年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億3,839万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億511万5,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出で4款衛生費、環境衛生費において合併処理浄化槽設置事業補助金54万3,000円の補正は、下水道整備計画区域外における合併処理浄化槽の整備に伴う補助申請件数が当初見込みを1件上回ったことによる増額補正で、財源は一般財源として繰越金を充てております。

同じくじんかい処理費においてごみ収集車購入費478万2,000円の補正は、焼尻地区の平成11年式じんかい収集車が老朽化や塩害による腐食から故障が多発し、業務に支障を来していることから、早期更新が可能な中古車で更新しようとするものでございます。財源につきましては、過疎対策事業債470万円を充て、残り8万2,000円は繰越金を充てております。

次に、11款災害復旧費において公共土木施設災害復旧工事請負費1億3,307万4,000円の補正は、本年8月4日から5日にかけて断続的に降り続いた豪雨により被災した河川、道路、橋梁の復旧工事を実施するもので、河川では二股沢川8カ所、計那詩川2カ所、二十二線沢川1カ所で、道路では平地区の羽幌原野15線沢甲、橋梁では朝日地区の第3二股橋の復旧工事でございます。財源につきましては、14款国庫支出金として公共土木施設災害復旧費国庫負担金1億645万9,000円、21款町債として災害復旧整備事業債2,660万円、一般財源として1万5,000円の繰越金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第58号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（室田憲作君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、平成26年第8回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時50分）